

平成31年第2回氷川町議会定例会会議録（第2号）

平成31年3月8日

午前10時00分開議

於 議場

1. 議事日程（第2日目）

日程第1 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 米村洋	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 上田健一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 草野信一 書記 畑野照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 陳野信次
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民環境課長 野田俊明	健康福祉課長 山本昭義
農業振興課長 前田昭雄	農地整備課長 尾村幸俊
建設下水道課長 前崎誠	総務振興課長 稲田和也
商工観光課長 平山早苗	会計管理者 橋本智明
学校教育課長 岩本博美	生涯学習課長 増永光幸
農業委員会事務局長 星田達也	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田健一君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において項目ごとの質問が終わるときは、その旨を申し出てください。

5番、長尾憲二郎君の発言を許します。

○5番（長尾憲二郎君） おはようございます。5番議員の長尾でございます。今、上田議長より質問の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

さて、3年前、未曾有の熊本地震を経験いたしました本町であります。本町の学校校舎に関しましては、町立小学校3校、それから中学校1校、また氷川町・八代市中学校組合の氷川中学校1校と、合わせて5校が耐震工事が既に終わっております。災害もなく、ありがたく思っております。このことにつきましては、藤本町長が早めに決断をしていただき、先行工事を、耐震工事をやっていただきました。実施していただいたことに対して、非常に感謝申し上げているところであります。

さて、さらに、昨年、気候につきましても、異常気象が、温暖化は避けられない状態になりまして、ここ数年、夏場では異常な高温を続けておりました。昨年、私も、学校でのエアコン設備につきまして質問したところでありましたが、教室の温度環境は危険数値を超える日々が続いておりました。子どもたちにも非常に過酷な状態でありました。昨年、エアコンの予算化ということで、国会でも補正予算をつけるということになりまして、本町でも本年度は実行する段階になっております。

よって、1番目に、質問事項としまして、小中学校エアコン設備についての質問をいたします。質問要旨として、氷川町の負担額はどのようになりますか。2番目に、工事工程並びに進捗工程はどのようになりますか。教えてください。負担額は、5校に合わせますと、予算的にも高くなります。また、全国的に一斉な手挙げとなりますので、工程的にも確認をよろしく願いいたします。よって、1番目の質問は、1番、2番、続けてご回答いただければと思っております。

2番目に、現在、子どもたちや学校を取り巻く状況や教育環境は、大変厳しい時代になっているのではないかと感じております。連日のようにマスコミでは、子どもや学校に関する出来事が報道されています。最近では、千葉県野田市の小学校4年生の児童が保護者の虐待により尊い命を失われるという事件もあり、非常に悲し

い話です。また、先日には身近に熊本の阿蘇市でも3歳児の子ども、長女が怪我をさせられたということで、父親が逮捕されています。これ以前にも、幼い子どもたちの虐待により亡くなっているというマスコミでの報道がなされていますが、昨年5月にも不審者により新潟市の西区の小学校2年生の児童が連れ去られて殺害された上、遺棄された悲惨な事件もありました。

このような状況の中で核家族化という問題もありますが、家庭での教育の問題もあります。加えて日頃の教育の状況を見ますと、教育問題では、いじめの問題、不登校の問題、部活動の問題、ICTの教育等、大きな教育課題として取り組まれています。本来、学校は、児童生徒、子どもたちの学習を中心に教育活動を担うところであると認識しておりますが、学校に求められる多様なニーズに対して、今や教職員だけでは教育を行うことが大変困難な時代になっていると思っております。

これまでもPTAが学校と連携して学校の教育活動を支えています。しかし、本町ではPTA活動に加えて、各学校にコミュニティ・スクールが学校と一体となり、子どもたちの教育を支えていると聞いております。

このような状況を踏まえて、2番目の質問事項として、学校と教育が連携・協働して子どもを育成する指導体制についてということで、本町の取り組みをお伺いいたします。

以下、3点の質問要旨としてお伺いいたします。1件ごとにご回答をお願いいたします。

1、コミュニティ・スクールとは、どのような教育支援の組織でしょうか。

2、本町の学校と地域の連携・協働について、どのように推進しているのか、具体的な取り組みをご紹介ください。

3、本町のコミュニティ・スクールの取り組みについて、どのような成果を得られていますか。

以上、質問事項3点につきましてお尋ねします。各課長のご答弁をよろしくお願いたします。

以上、質問いたしまして、質問席に移動させていただきます。

○議長（上田健一君） 長尾憲二郎君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、小中学校エアコン設置についてのアからイまでの答弁を求めます。
学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） それでは、長尾議員のご質問のアとイにつきまして、一括してお答えいたします。

まず、アのご質問にあります氷川町の実質負担額につきましては、現時点での設

計、工事、監理を含め、予定総事業費額が小学校3校、中学校1校で約2億5,169万9,000円、国の補助金である臨時特例交付金が4,262万4,000円となり、総事業費から臨時特例交付金を差し引いた額を、今回は学校教育施設整備事業債を充当することになります。学校教育施設整備事業債につきましては、交付税の措置がございますので、一般財源としましては、約1億1,200万円を予定しております。

続きまして、イのご質問の工事の進捗並びに工事工程についてです。竜北中学校の空調設備等設置工事实施設業務委託については完了しておりますので、工事入札を4月に、工期を6カ月程度と予定しております。小学校の3校の空調設備等の設置工事の実施設業務委託の工期が5月末までとなっておりますので、工事の入札を6月に予定しております。小学校3校の工期も中学校と同じように6カ月程度を予定しておるところです。

以上で、答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

国庫予算を使うということで、一般財源を少しでも減らすということのご答弁でありましたが、それにしても1億数千万の多額を要するところでもあります。これにつきましては、いろいろな状況もあると思いますが、金額面にも十分ご努力いただきまして、発注段階で再確認をお願いしたいというところでもあります。

また、工程につきましては6カ月ということですが、一斉の工事発注ということになりますけども、全国的に何千という、何万という工事箇所が発生すると思います。そうしたときに、機器の手配とか、あるいは工事工程、業者の手配、いろいろと今からご苦労されると思います。そういう意味では、子どもたちが夏場の2学期に使えるような6カ月という話でございましたが、2学期に使えるような努力を一つお願いしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

続きまして、2番目の、よろしいですか、議長。

○議長（上田健一君） 1問目は、よろしいですか。

○5番（長尾憲二郎君） はい。

○議長（上田健一君） 1項目は、はい。

次にですね、質問事項2、学校と地域が連携・協働して子どもを育成する指導体制についての1の答弁をお願いします。

学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） それでは、学校と地域が連携・協働して子どもを育成する指導体制について、まず、アの質問についてお答えいたします。

コミュニティ・スクールとは、どのような教育支援の組織ですかということですが、子どもたちの生活環境は、携帯電話やスマートフォンの普及により基本的な生活習慣の乱れにとどまらず、健康習慣の確立も心配されております。家庭では、価値観の多様化により保護者の子育てへの不安もうかがえます。また、学校は、慢性的な教職員の多忙化が現在大きな課題となっております。このような時代背景もあり、文科省は、子どもたちにこれからの厳しい時代に生き抜く力の育成を目指し、平成17年度よりコミュニティ・スクールを制度化いたしました。本町では、本制度の導入とともに、いち早く平成18年度に旧宮原地区、平成21年度には町内5校の学校にコミュニティ・スクールを導入しております。

ご質問のコミュニティ・スクールとは、地域の方々に学校を支える学校運営協議会を設置する学校のことをいいます。町教育委員会が町内5校のコミュニティ・スクール委員を委嘱して、学校が抱える教育課題の解決に向け、教職員とコミュニティ・スクール委員の方々と共に学校の課題等を共有し、一体となり、「地域とともにある学校づくり」を進める制度となっております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） ありがとうございます。

コミュニティ・スクールということに対してのご説明をいただきましたが、本町ではコミュニティ・スクールを先行して導入されているということも聞いておりました。ただ、全国的には、このコミュニティ・スクールというのは、どのような形で取り組んでおられるのか。また、取り組まれている内容についても、また質問させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（上田健一君） 学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） ただいまの質問にお答えします。

全国的にもコミュニティ・スクールが取り組まれておりますので、最近の教育課程の多様化や地域の子どもたちを地域で育てることの必要性が高まりまして、近年、コミュニティ・スクールを導入して、学校教育活動を進める学校が増加しております。特に、平成28年の法改正により、コミュニティ・スクールの設置が努力義務とされたことが大きな要因と考えられます。

設置校につきましては、全国で、平成18年に宮原小学校と氷川中学校を含みます53校、平成26年度には1,919校、平成30年の4月には46都道府県内に5,432校に設置されております。今現在は、一番直近で5,432校ということになっております。

以上です。

○5番（長尾憲二郎君） ありがとうございます。

○議長（上田健一君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） どうもすみません。ありがとうございます。

このコミュニティ・スクールに関しましても、学校の教職員と、それから地域の学校運営協議会との連携を密にさせていただいて、子どもたちの育成を育んでいただきたいと思います。

1番目の質問は、終わります。

○議長（上田健一君） 次に、2番目の答弁を求めます。

学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） それでは、続きまして、イの学校と地域の連携・協働について、どのように推進しているのか、具体的な取り組みをご紹介くださいということについてお答えいたします。

町内5つの小中学校では、アの答弁でも申し上げましたように、教育課程等の解決を目指し、学校と地域住民が連携・協働し、教育活動を進めております。その中心を担っているのが各学校のコミュニティ・スクールによる取り組みです。5校いずれも特色あるコミュニティ・スクールの活動が行われています。

一例としまして、西部小学校の取り組みをご紹介させていただきます。

まず、年度当初、町教育委員会からコミュニティ・スクール委員として委嘱を受けたコミュニティ・スクール委員による学校運営協議会が開催されます。コミュニティ・スクール委員は、1つには、校長が作成する学校運営の基本方針を承認いたします。2つ目に、学校の運営について、教育委員会や校長に意見を述べることができます。この2つの機能を生かし、西部小学校の学校運営に参画し、学校の教育課題の解決と教育の充実のために協議を重ね、学校応援団の組織として活動しております。

特に、西部小学校では、「ふるさとを愛し、夢の実現のためにたくましく生きる竜西っ子の育成」を目指しまして、コミュニティ・スクール委員や教職員で共有した取り組みが進められております。本年度は、保護者の家庭教育の支援を目的に、ふれあいフェスタや土曜授業等を通し、地域の良さを学びながら、保護者の子育てについて、コミュニティ・スクール委員が指導者になって開催しております。加えて、子育ての先輩である地域の皆さん方の参加を得て、若い保護者の子育てを支援しております。また、全国各地で発生しております不審者対策として、コミュニティ・スクール委員や地域の皆さんと学校が一体となり、登下校の見守りが始まりました。子どもたちが安心して登下校ができる環境が整い、地域の皆さんの温かい声かけにより交流も深まっております。「地域の子どもは地域で育てる」支援体制が

築かれつつあるところです。その他の活動も含めまして、支援していただいた皆さんへのお礼の気持ちを込めて、子どもたちは、お手紙を書いたり、ありがとう給食会を開いております。このような交流が、支えていただく地域の皆さんやコミュニティ・スクール委員への感謝の心や、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う心が育まれていると感じております。

一部を紹介させていただきましたが、このほかにも毎週月曜日に地域の皆さんの手により朝自習で学習したことの丸つけをしていただくなど、子どもたちの学力の基礎づくりの学習支援が熱心に取り組まれております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） ありがとうございます。

学校の細かい取り組みについて、子どもたちの教育については、私も感心するところではありますが、先だって、西部小学校、私は校区が西部小学校ですけども、やっぱり15日の挨拶運動に伺いしますと、子どもたちの明るい挨拶の言葉が返ってきます。「おはようございます」と言えば、「おはようございます」と大きな声で返ってきます。そういった明るい学校をつくるためにも、PTAやコミュニティ・スクールがいかに大事なかなというふうに改めて感じる場所でもあります。よって、これからも、このコミュニティ・スクールについての活動をぜひ続けていただきたいというふうに思っております。

続きまして、3番目のコミュニティ・スクールの取り組みについてお伺いしたいと思いますが、一応2番目の答弁につきましては、以上で終わります。

○議長（上田健一君） 次に、3番の答弁を求めます。

学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） それでは、コミュニティ・スクールの取り組みによりどのような成果が得られていますかということについてお答えいたします。

学校の活性化や子どもたちの地域理解など、数多くの成果が得られております。

特徴的な成果を4点挙げてみます。

1つには、学校とコミュニティ・スクール委員の地域の皆さん方との連携・協働が進み、子どもたちへの支援活動が活発になっております。特に学校の敷居が随分低くなったと思います。

2点目には、子どもたちの地域行事への参加が、全国調査によりますと、全国平均の倍を超える結果となっております。この体験や交流が、子どもたちの地域理解やふるさとへの誇りにつながると確信しております。

3点目は、学校の教職員だけで担うことが困難であった登下校等の子どもの命を

守る支援体制が整えられ、不審者等への大きな抑止力となっております。

4点目は、このコミュニティ・スクール活動の活性化により、他市町村から勤務していただく教職員は、氷川町職員としての自覚が高まってきていると思います。

これらの成果を踏まえ、氷川町教育委員会としまして、これまで以上に地域に根ざした学校づくりを進めたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） ありがとうございます。

改めて学校以外での子どもたちの教育力というのは、本町としても充実していただいているということで、不可欠であると再確認するところであります。

昨日、先ほど話の中で悲惨な記事をちょっと見つけまして、3月5日に西日本新聞で、虐待の親の圧力に子どもたちの逆境ということで、新聞が大きく取り沙汰されております。こういった新聞の統計を見ましても、子どもたちの活動も踏まえた上で守らなきゃいけないというふうに、常々、教育長もおっしゃっていましたが、「氷川っ子は、明るい子どもにするんだ」ということを常々おっしゃっています。そういうことで、ぜひ今後も教育の柱としてですね、本町が促し、進めているコミュニティ・スクールの充実を図っていただきたいというふうに思います。

私も、学校と教育の連携・協働が未来の氷川町を担う子どもたちの育成に大きな役割を果たしているということを確認いたしました。今後とも、地域の皆様方や社会の教育団体と連携して、氷川町全体で子どもたちを支え、育み、地域の子どもたちは地域で育てるという教育支援を積み重ねて、ふるさとを大切に子どもたちを育てるようお願いいたします。

最後になりますが、教育長のほうから何かありましたらお願いいたします。

○議長（上田健一君） 教育長、太田篤洋君。

○教育長（太田篤洋君） ただいまの岩本課長のほうから現在の取り組みをお答えしたところでありますが、私のほうからは、課題も含めて、いくつか現状を申し上げてみたいと、そのように思います。

地域住民の代表でありますコミュニティ・スクール委員の皆さん方が学校運営に参画をする、そして地域への思いや考えを学校運営に反映させるということは、これは大変画期的な制度であるというふうに思っております。子どもたちへの思いを伝える絶好の機会ではないだろうかというふうに思っているところです。その上で、「地域の子どもは地域で育てる」といった町全体、地域総ぐるみで氷川っ子を育てる支援体制を構築することは大きな意義があると、そのように思っております。

しかし、今後、更にコミュニティ・スクールの活動を充実していくものにするた

めには、やはり課題もうかがえます。CS委員さんの皆さん方の、あるいはボランティアの皆さん方の高齢化の問題もあります。あるいは、固定化や広がり的问题もあるというふうに思っています。このコミュニティ・スクールの取り組みを更に町民の皆さん方に知っていただくための啓発活動も大きな課題というふうに思っております。そして、何と言っても、子どもたち自身の地域行事への参画や貢献活動の取り組み、この充実をもっともっと図っていかねばならないなというふうに思っているところです。さらには、このコミュニティ・スクールの活動を通して、地域を元気にする、学校が地域づくりの核となるような大きな課題もあるというふうに思っております。

こうした課題を踏まえて、今後も本町の教育の根幹にコミュニティ・スクールの活動を位置づけまして、地域の子どもは地域全体で育てる、地域とともにある学校づくりを邁進してまいりたいというふうに思っております。今後とも、どうぞご支援をよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

○議長（上田健一君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） 教育長、ありがとうございました。

おっしゃるとおりで、子どもたちは地域で育てるということがいかに大事かということだと思います。そういう意味で、私は一議員として、子どもたちの、何と言いますか、見張りを、見張りと言いますか、子どもたちの見回り活動にですね、見回り活動に私も多少参加しているところでありますが、やっぱり子どもたちの明るい笑顔をまずいつも思い出しているところであります。そういう意味での地域での育てるということは、そういうところから始まるんじゃないかというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（上田健一君） 以上で、長尾憲二郎君の一般質問を終わります。

次に、3番、河口涼一君の発言を許します。

○3番（河口涼一君） おはようございます。3番議員の河口でございます。ちょうど今回の質問で、前期から引き続きまして20回目の質問になるかと思いますが、相変わらず質問力がアップしません。その上、今日はたくさんの傍聴の方がいらっしやいまして、今、大変動揺している次第ではありますが、どうぞ最後までよろしくお願い致します。

まず、今回の質問事項ですが、1点、子育て支援策、制度についてということで、質問の要旨ですが、ア、どのような支援策、制度があり、どう取り組まれているのか、実績等を中心に丁寧にわかりやすくご説明いただきたいというふうに思います。

まず、今回のこの質問の背景についてですが、理由についてですが、私は、これ

までこの町で生まれ育ちまして、大学を卒業しますと、すぐ舞い戻りまして、ちょうど40年経ったところでございます。それから、家庭を築きまして、現在まで生活してまいっている次第であります。私の子どもたち、息子が二人おりますが、息子たちも同様に、この地で小・中・高と、のびのび学び、育ち、二人とも東京の大学に進みましたが、ここでも学びたいことを学んで、好きなことを今仕事にしているようでございます。

私が現在住んでおります居住地も30年ほど前に取得したものですが、ここ最近、ここ近年ですが、この近所周辺に新たに十数軒ほどの住宅が建ち並びまして、若い方々が住まれるようになっております。先日、たまたま今建設中の住宅の前を通りましたところ、ここのご主人が、これもたまたまですが、私の友人の同僚、後輩の方ということで、前からお話は聞いていたんですが、初めてお会いし、そこでお話をしたんですが、そこで、つい私は、「この地はとてもいいところですよ」と自慢をしてしまいました。その上、「子育てするのにぴったりの場所ですよ」と申し上げたわけですが、ところが、そう申し上げた私自身がよくその支援制度を知らない。大変勉強不足ということで、今回、その反省の上に立ちましてお尋ねをするものでございます。質問事項の、どういう支援制度がありますか、取り組み、実績等を中心にお教えいただきたいと思っております。

それでは、質問席に移ります。

○議長（上田健一君） 河口涼一君の質問事項1、子育て支援策、制度についてのアの答弁を求めます。

町民環境課長、野田俊明君。

○町民環境課長（野田俊明君） ただいまの河口議員の質問ですね、子育て支援策について、どのような支援制度があるか、どう取り組まれているかということでございますけれども、今回、平成28年度にですね、町のほうで作成しました氷川町の教科書、これに載っているですね、支援策の中でということでしたので、町民環境課のほうでですね、所管をしております支援事業を主に答弁させていただきます。

まず、すこやか赤ちゃん出産祝金制度でございますが、この祝金は、氷川町の宝である次代を担う子どもの誕生をですね、町民全てが祝福し、そのすこやかな成長を願うことを目的として支給しております。これは町の単独事業でございます、第1子から第3子として生まれた子どもには10万円を支給しております。第4子には3年間にわたって10万円ずつ、第5子以降についてはですね、5年間にわたって10万円ずつ支給しているものでございます。平成27年度からですね、事業を開始しております、初年度の27年度は63名、次の28年度は62名、29年度は58名、そして平成30年度、まだ現在、平成30年度の途中になりますけ

れども、現在までにですね、62名の誕生を祝っております。

次に、放課後児童健全育成事業でございます。この事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的としております。町内3小学校、全てに設置されております。また、その運営をですね、保護者会のほうに委託しております。これは、委託費をですね、国・県・町がそれぞれ3分の1ずつ負担しております。ちなみに、利用者でございますけれども、竜北西放課後児童健全育成クラブが例年50名を超えます。次に、竜北東小学校放課後児童健全育成クラブのほうがですね、40名弱というところで。最後に、宮原学童保育所、これが例年40名弱ということで、年間に全体で130名前後ですね、利用されております。

次に、多子世帯子育て支援事業ですが、保育料の負担額の支援事業であります。氷川町独自による保育料の第3子以降は、完全無償化しております。国も第3子の無料の階層がございますけれども、所得要件で対象にならない階層がございます。本町は、国の基準に該当しない世帯についても、第3子以降は完全無償化としております。また、保育料の設定額につきましても、国の基準並びに近隣の自治体よりもですね、低く設定しております。

次に、一時預かり保育事業ですが、町内の私立保育園5園で未就園児がいらっしゃる家庭を対象に、家庭で保育ができないときにお子さんを一時的に預かる事業を実施しております。

そのほか、この氷川町の教科書が作成された以降にですね、現在、町では子育て短期支援事業として、保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった18歳までの子どもを対象として、社会福祉法人八代ナザレ園や、同じく八代乳児院などの施設に入所させ、必要な保護を行う事業を平成30年7月から開始しております。

それから、本年4月から八代北部地域医療センターが病児や病後児を対象に保育士や看護師等が一時的に保育する事業を開始されます。施設の建設費は、国・県・町がそれぞれ10分の3ずつ負担しております。事業主体である八代北部地域医療センターが10分の1を負担することになっております。町ではですね、八代北部地域医療センターを委託先といたしまして、病児・病後児保育事業に取り組む予定としております。ちなみに、八代北部地域医療センターでは、当該施設の名称をですね、カタカナの「ハグ」、それにポツ「・」ですね、それに平仮名の「くむ」で、「ハグ・くむ」という名称を予定されているところです。

以上で、氷川町の教科書に記載されておりました支援策の答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） それでは、氷川町の教科書で紹介されています健康福祉課で行っております支援制度についてお答えいたします。

児童医療助成事業ですけれども、子どもたちの疾病の早期治療を促進し、健全な育成と保護者の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行っております。今年の4月から対象者を中学校3年生から高校3年生へ拡大し、「こども医療助成事業」と名称を変えて支援いたします。この制度は、町内に住所があり、0歳から高校3年生までの子どもの医療費を全額補助する制度です。入院などの特別な場合を除いて、「こども医療費受給者証」を医療機関の窓口に表示すれば、窓口での負担がありません。助成の対象でないものもありますので、ご注意をお願いしたいと思います。健康保険の適用とならない費用、文書料、予防接種料などです。また、入院時の食事療養費や個室料、健康保険の高額療養費、家族療養付加給付などの助成がある費用、学校・幼稚園・保育園での怪我など、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる費用、その他公費負担育成医療、ひとり親家庭等医療などがある費用につきましては、対象となりません。周知につきましては、今月の3月号広報紙に1ページ利用しまして説明しておりますけれども、新たに対象となる中学3年生と高校1年生・2年生の保護者へ「こども医療費受診者認定申請書」を郵送しています。必要事項を記入いただき、役場の健康福祉課か、宮原振興局へ提出するように通知しております。中学校2年生以下につきましては、現在お持ちの受給者証がそのまま継続して使用できることになります。

このほかに、産前産後ホームヘルプサービス事業も掲載してあります。対象者につきましては、氷川町に住所があり、出産前2月、出産後4月以内、5カ月目の誕生日前日までの妊産婦で、体調不良や育児支援者などいない、家事や育児を行うことが困難と見られる場合にヘルパーの派遣を行っております。派遣時間は、1回当たり1時間で、おむね2時間以内となります。派遣時間につきましては、午前8時から午後6時までの間をお願いしております。サービスの内容としまして、家事の支援と育児の支援があります。家事の支援の場合は、食事の準備、片付け、衣類の洗濯、補修、居室等の掃除、整理整頓、生活必需品の買物、その他必要な家事、生活環境の整備となっております。育児支援の場合は、授乳、おむつ交換、沐浴介助、兄弟のお世話、その他必要な育児支援のサービス提供となります。買物などの移動のための交通費以外は、自己負担はありません。

次に、乳児や幼児の健診ですけれども、乳幼児の健診は、4カ月、7カ月、1歳半、3歳を対象にしております。この健診は、成長発達の上で大事な節目の健診となります。保護者が感じる日頃の育児の中で疑問や不安を軽減できるような健診に努めています。医師や歯科医師をはじめ、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、看護

師、心理士、保育士など、様々な職種のスタッフが頑張る保護者の皆さんを応援しています。検査対象月の1カ月前には郵送で健診セットを送付しています。なお、育児相談はいつでも構いません。気になること、不安に思うこと、聞いてみたいことなど、健康センターまでお気軽に連絡していただきたいと思います。また、地区担当制をとっております。母子手帳の交付から、次期の健診など、一人の保健師がずっと子育てのサポートを行いますので、顔見知りの安心できる相談役となり、子育ての困ったを応援することになります。

これで、答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 河口涼一君。

○3番（河口涼一君） ただいま、お二人の課長から大変丁寧に詳しくご説明いただきましたので、更に私のほうから突っ込むようなことは特にはないんですが、少々お聞かせいただきたいんですが、このように大変充実した諸策がただいまご説明ありましたけれども、どんなに充実をしても、これが使いやすいか、特に最近若い人たちは共働きが多いというふうに聞きますので、共働き世帯に対してですね、有効かどうかというのを、どうぞ利用者の意見をですね、聞き取っていただいて、さらにどういうふうなですね、活用、変更していったほうが利用しやすいのかということですね、お願いをしたいと思います、少々お尋ねします。

最初のすこやか赤ちゃん出産祝金ですが、これは先ほどどういう対象の方がですね、いくらで何名ぐらいトータルでご利用だというご説明ありましたが、現在少子化の時代であります、現在でも4人とか5人とか、こういう対象者の方は、毎年いらっしゃるわけでしょうか。それとですね、ちょっとずれましたが、ここの実績の額をですね、トータルでちなみに教えてくださいませんか。

○議長（上田健一君） 町民環境課長、野田俊明君。

○町民環境課長（野田俊明君） 通告のほうにですね、すこやか赤ちゃんの実績ということで通告にはございませんでしたので、まともな答弁ができるかわかりませんが、お手元の資料でですね、説明させていただきます。

平成27年度がですね、650万程度です。そして、次に、平成28年度がですね、792万5,000円ですね。平成29年度が752万5,000円。平成30年度がですね、現在ちょうど750万の申請が上がっております。その後、2件申請がありましたので、770万といったところです。

以上です。

それから、第4子以降ですね、第4子、5子以降の申請も本年度もございます。実際には、第7子の方もちょっといらっしゃいますけれども。

以上です。

○議長（上田健一君） 河口涼一君。

○3番（河口涼一君） なかなか勉強不足なもので、今の実績の金額や、それから多子、4人、5人、7人とですね、子どもさんをお持ちという方がおありだということで大変うれしく思いました。

次にですが、先ほど今年度からですね、病後保育というのが始まるようなご説明がありましたけれども、実は、このことはですね、私がうちの家内からこれしっかり聞いてくると、いろんな若いお母さん方からですね、私たちが子どもの頃はあまりこういうことはなかったと思うんですが、今は病気とかで休まれてもすぐ学校に出ているわけではないんだよと、しばらくですね、家庭で、家庭なのかわかりませんが、様子を見た上で学校に出てくれというようなことだということを知りましたので、実際、内容についてよく知らなくてお尋ねして申し訳ないんですが、それが今年からはこの事業によってクリアできる、そういうふうと考えていいんですかね。

○議長（上田健一君） 町民環境課長、野田俊明君。

○町民環境課長（野田俊明君） そのとおりでございます。一応、来週、3月15日にですね、本体工事が完了する予定になっております。その後、設備等をですね、粛々と八代北部地域医療センターのほうを整えられて、4月1日からの予定でございます。

ちなみにですね、昨年、本町の企画財政課のほうでですね、「氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の満足度調査アンケートを実施しております。その結果でですね、病児・病後児支援サービスの利用が可能であったら希望されますかということでお尋ねしております。回答者はですね、88名でしたが、そのうち67%の方がですね、ぜひ利用したいというふうに答えていらっしゃいますので、補足しておきます。

以上です。

○議長（上田健一君） 河口涼一君。

○3番（河口涼一君） これまでの大変丁寧の説明いただいたわけですが、この支援策が有効に活用されますと、現在、人口減少や人口の流出対策に大変頭を抱えているわけですが、各自治体もですね、これが充実しますことで、そして周知されて、広く皆さんにですね、ご理解いただくことで、逆に転入の促進策といいますか、定住促進策につながるものだというふうに私は確信しているわけですが、先ほども申し上げましたが、どうぞご利用される方々からですね、窓口に来られましたら、いろいろお話を聞きいただいてですね、更なる利用のしやすさを展開できれば、非常にうれしいというふうに思っております。

最後になりましたが、町長からもご所見・ご所感おありでしたら、お願いいたします。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今回もまた質問いただきまして、ありがとうございました。今回は、子育て支援策ということですね、るる今、各課長からご説明をしたとおりであります。今、議員がおっしゃいましたとおり、やはりこの地域に住みついて、住み続けて、そして子育てをしていくと、そういう環境をですね、整えることは、私たち行政の大切な仕事だろうというふうに思っております。先ほどの教育もわかりでございますし、子育てしている環境をですね、私たちが育むということは、これからも大切なことというふうに思っております。これからもですね、さらにそれぞれ町民の皆様方の声に耳を傾けて、必要な施策につきましては取り組んでいきたいというふうに思っております。その結果として、この町にですね、住み続ける、あるいは移住をして住むというような人が増えてくれればいいことかなと思っておりますし、今それぞれにですね、私も娘がおりますが、同級生あたりの話を聞きますと、「氷川町はいいな」と、「いいいろんな支援策があって、いいな」と、「住みたいな」というような声もですね、聞いているところであります。そういった声を聞きますとですね、更に頑張っていかなければならないという思いをしているところでございます。これからもしっかり頑張っていきたいと思います。

○議長（上田健一君） 河口涼一君。

○3番（河口涼一君） 大変力強いお話をいただきまして、ありがとうございました。これで終わります。

○議長（上田健一君） 以上で、河口涼一君の一般質問を終わります。

ここで、どうしますか。5分間、続けてしますか。

〔「はい、休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 続けてですね。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田健一君） 休憩、はい。じゃあ、ここでですね、11時までですね、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、西尾正剛君の発言を許します。

○1番（西尾正剛君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。答弁は、一括でお願いいたします。

公営住宅は、竜北地区に野津団地と吉本団地の2カ所、宮原地区に桜ヶ丘団地や常葉団地、野口団地、久保団地、有佐駅前団地など8カ所の合計で10カ所があります。一番新しい住宅は、平成14年に建築された有佐駅前団地の3棟25戸ですが、昭和26年、27年に建設された常葉団地や、昭和39年の木造建築、昭和47年の準耐火構造平屋建ての久保団地、昭和41年建築の吉本団地など、多くの公営住宅の経過年数は既に50年を超えています。公営住宅法施行令で定める構造別耐用年数は、木造の住宅や準耐火構造平屋建て住宅で30年、準耐火構造住宅の45年と規定されていますが、公営住宅の全体の半数以上が耐用年数を超過しております。

そこで、町はこの耐用年数を相当超過している公営住宅では入居応募を行っていないために、吉本団地、久保団地、常葉団地でかなりの空き家が目立ち始めているため、環境や防犯上の観点から対策を講ずる必要があるかと考えます。

アの質問ですが、野口団地、常葉団地、久保団地、吉本団地で、空き家となっている、空き室となっている公営住宅の傷みが著しく、防犯対策からも早急な解体計画をつくる必要があると考えますが、その計画があるのかどうか、お尋ねいたします。

次に、その空き室周辺の、空き家周辺の環境悪化も著しいと言わざるを得ません。イの項目で、空き室、空き家の敷地周辺の定期的な除草作業を行えないか、お尋ねいたします。

最後のウでは、先日、全国の新築建物数の報道がありました。日本全国で空き家が年々相当出始めているにもかかわらず、建築数は落ちていないようです。今では多くの若い夫婦は、70坪から80坪の土地を望み、庭など必要としない、総二階の建物と駐車場でよいという土地を探しております。また、望む住宅建築用の土地は、接道が良く、土地の整備にお金がかからず、インフラ整備にそうお金がかからないという土地を望んでおります。

そこで、この公営住宅の空き家解体後の敷地、その敷地は上下水道は整備されておりますし、ほどよい面積であるために求める人は多かろうと思います。最後のウで、解体後のそのスペースを町は分譲住宅地として求める住民の皆さんに譲渡するお考えはないか、お尋ねいたします。

ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君の質問事項1、応募を停止している公営住宅は、空き家が目立ち、廃墟化し、また周辺の環境悪化も著しい。今後、どのような対応計画

かのアからウまでの答弁を求めます。

建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、アからウまで一括してお答えします。

まず、ご質問のアについてお答えします。

現在、8団地193戸、公営住宅法により整備し、管理しております。現在、野口団地、常葉団地、久保団地、吉本団地、並びに引揚者住宅については、耐用年数を過ぎており、氷川町公営住宅等長寿命化計画において政策空き家を進める方針としているため、募集を停止しております。

募集停止の野口団地ほか4団地の管理戸数、入居状況についてご説明いたします。昭和26年から昭和47年に建設した木造住宅、簡易準耐火構造平屋建て住宅の管理戸数は40棟126戸で、入居は79戸、空き室47戸となっております。

解体計画ですが、平成31年度当初予算で町営住宅の解体工事費を計上しております。内容は、老朽化した木造住宅の解体工事で、常葉団地2棟3戸、久保団地3棟6戸、引揚者住宅1棟2戸であります。老朽化した木造住宅の解体を計画的に進めるため、平成32年度以降も久保団地、常葉団地の木造住宅について、現在入居されております皆様方の住み替えを促しまして、順次計画的に解体を進めたいと考えております。

これで、アについての答弁を終わります。

ご質問のイについてお答えいたします。

団地の管理は適正に管理しており、共益費を徴収している野津団地、若葉団地、有佐駅前団地の3団地は、団地外周りの清掃、樹木の害虫防除・剪定等を定期的の実施しております。

ご質問の久保団地、常葉団地、野口団地、吉本団地等の空き家周りについては、不定期ではありますが、シルバー人材センターへの委託、並びに職員による除草作業を実施しております。平成30年度は、職員による除草を3回行っております。

今後も、団地の管理については、現地確認を行い、適正に管理していくとともに、定期的な管理方法について検討する必要があるかと思っております。また、町営住宅の入居者に「町営住宅だより」を配布し、玄関周りの除草等については入居者により実施していただきまして、住宅環境の美化に努めてまいりたいと思っております。

これで、イの答弁を終わります。

ご質問のウについてお答えします。

第2次氷川町総合振興計画の重点プロジェクトである「魅力ある暮らしやすいまちづくりプロジェクト」として、住まいの確保事業を掲げ、住宅を整備、誘致する

とともに、公営住宅を活用し、若い世代や子育て世代並びに移住希望者などを受け入れる施策を推進することとしています。また、「氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、平成27年から平成31年度の基本目標で「誰もが暮らしやすく、心豊かに過ごせるまち」で住宅整備・利活用の促進を具体的な施策として取り組んでおり、老朽化した公営住宅、常葉団地の一部、引揚者住宅を解体・廃止し、町有地を民間に払い下げ、住宅建設を促進することとしております。平成31年度に老朽化した町営住宅の解体を行いますので、今後の利活用については宅地分譲を基本として検討いたします。

これで、ウの答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） ありがとうございます。

まず、今の空き室、空き家については、その棟については、31年度に常葉2棟、久保団地3棟、引揚者住宅1棟ということで予算化してあるというご答弁でございました。これは、今後、かなりな数の空き室があるわけなんですけれども、そちらのほうは計画的に解体のほうを進めていただきたいというふうに思います。

イのほうはですね、共益費の話は、私は全く知らなかったんですけれども、実は、夕べ、地区会議のほうでちょっと雑談の中で出たんですが、久保団地の入口付近が、東側からの入口の付近が草払いをしてあったという話を聞きました。それもですね、地区要望の中で、昨日で第6回の地区会議だったんですが、来年度の地区要望はどうしましょうかというお話がある中で、久保団地がどうも草だらけになっていて、何とかしてほしいということで、地区要望で上げましょうということもありまして、ここの久保団地の除草をお願いするというような話もあったんですが、今、課長のほうから話がありましたように、今後は定期的に管理をするというお話でございますので、これ職員も3回やっているというお話ですが、シルバーのほうで、これも不定期ながらやっているということでございますので、こういったのもぜひ、例えば地元で、実は、中塘のほうで管理組合とかつくって、去年から11名でスタートしているんですが、そういった団体、地元の団体も使いながらも、もし地元の団体あたりにおろしていただけたらいいかなというふうに思います。職員で不定期でやるというのはなかなか環境的にも難しいようですので、夕べその話を聞いて、今朝ちょっと見に行ったんですが、立ててある杭あたりもちょっとあんまり周りの環境的にはよろしくないような感じもしますので、ぜひそういった環境のほうは取り組んでいただきたいというふうに思います。

この点はですね、去年、総務振興課長の稲田課長のもとで、この今後10年間分の地区別計画を策定いたしました。これも、昨年30人ぐらいの皆さんと一緒にこ

の地区別計画をつくったんですが、この目標6のところは久保団地の今後の整備、ちょっとこの辺は久保団地一辺倒でちょっと申し訳ないんですが、常葉団地のほうも現状も見ていますので、全体的にある現状の中の一つとして捉えていただきたいんですが、久保団地の今後の整備というところも、役割分担としては行政の中で今後の整備計画をつくっていただくということで、これも策定の中に入っております。ですから、これ皆さんで策定した地区別計画ですので、建設課長あたりもこれを見ていただいて、計画のほうをつくっていただきたいというふうに思います。

それと、最後のウのところではですね、これは、昨日、町長が施政方針の4点目のところで「魅力ある暮らしやすいまちづくり」の中でということで、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の整備と活用を図るといような箇所がございました。現状は、今もう皆さん認識していると思いますが、極めて住居水準の低い住宅とか、高齢化社会に対応した機能が不足しているという住戸が多数残っております。今おっしゃいました長寿命化計画というのは、平成34年までの10年間で、この中身を5年ごとに見直すというふうになっております。この中では、特に早期の建て替えとか、計画的な修繕の改善とかいうことで長寿命化を図るといふふうになっておりますが、これは耐用年数に到達していない町営住宅あたりは適宜この補修・改修を行わなかったならば、その傷口が広まって、余分な改修費用が発生するというのでございますので、そういった点検は適宜やっておられると思うんですけども、しかし、いかんせんこの何年も空き室になっている老朽化した公営住宅のほうは、解体後、分譲のほうをぜひお願いしたいなというふうに思うわけでございます。

そこで、今、課長のほうからお話がありましたように、課長のほうからは、老朽化した部分は、住居を引っ越してもらい依頼をしながらも、解体して、民間に払い下げる計画と、31年以降のその解体後については、今後は宅地分譲を計画するといふようなお話でございました。

最後に、町長の見解をお伺いして、終わりにしたいと思います。お願いいたします。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今回の質問、大変ありがとうございました。時宜を得た質問だろうというふうに思っております、いわゆる町営住宅のですね、長寿命化計画できましたのが、平成25年でございます。その前は、造って、入っていただいて、使っていただいて、軽微な補修をずっと続けてきまして、今に至っております。時期が少し遅かったのかなという思いがございまして、使えるところはしっかりとですね、早めに補修をしながら、今後も活用していきたいと思っておりますし、

耐用年数を過ぎております住宅は多数ございます。そういったところにつきましては、先ほど課長が申し上げましたとおり、解体後、しかるべきですね、活用方法を考えていきたいというふうに思っておりますし、あえてそこにまた新たな町営住宅を造るのかということにつきましてははですね、やはり今後の経費負担を考えますと、それはいかなものかなという思いもございます。いずれにしましても、宅地分譲でいくのか、あるいは新しいそういった施設の誘致をするのか、そういったところはですね、ぜひまた視界を考えて、しっかり活用していきたいというふうに思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○1番（西尾正剛君） ありがとうございます。

○議長（上田健一君） 以上で、西尾正剛君の一般質問を終わります。

次に、9番、米村洋君の発言を許します。

○9番（米村 洋君） 9番、米村洋でございます。一般質問をしたいと思います。

1番目にですね、八間川下流の調整池、遊水池の浚渫事業についてお伺いしたいと思います。この調整池が現在土砂等の堆積によって防災面から非常に機能していないという状態であります。浚渫の事業計画があるのか、ないのか、お伺いしたいと思います。

2番目に、県営竜北地区湛水防除事業の進捗状況についてお伺いしたいと思います。この事業は当初6年計画で平成27年度に着手しているが、事業の進捗状況はどれくらいなのか、完成見込みは何年なのかをお伺いしたいと思います。

そして、このですね、事業は、氷川町の中でもですね、旧竜北町圃場整備は徹底化されですね、熊本県でも有数の農地を形成しております。様々な農産物が作付け、生産されております。熊本県でも本当に突出した環境の整備であります。真の今、農業立町と言えるのではないのでしょうか。

近年の短時間にゲリラ豪雨が集中し、田畑、道路、冠水被害、住家に対しての浸水被害が頻繁に発生している状態であります。特に田畑については、冠水状態により、施設園芸、露地野菜等々の農産物に大変な支障を来している現状であります。特にひどい地域といいますと、県道より下、北鹿野、そして南鹿野、中網道、西網道、この地域が冠水する状態であります。

今ですね、歴代の首長たちがですね、できなかったことをですね、藤本町長は、県・国、要望・陳情をですね、再三にわたってですね、行ってですね、どうしてもですね、この竜北地区にある排水機場設置の冠水する解消としてですね、真剣に取り組んでおられてですね、この西網道地区にある、今から約40年前に設置したですね、排水機場を、これは毎秒14トンですけれど、非常にこの排水機場が劣化している中、どうしてもですね、この排水機場の設置をですね、改善しなきゃならな

いということで、国・県にですね、本当に真剣に要望された結果ですね、新しく排水機場の設置が実現するようになりました。それは、今度の排水機場は、毎秒26トンということでありますが、受益者がですね、193戸、214ヘクタールだと思います。これが、総事業費はですね、39億9,000万の事業であります。国50%、県32%、町18%という、県の事業にのせてですね、氷川町は7億1,800万ぐらいの負担と。本来ならばですね、この事業はですね、防災ということの意味においてですね、公共性ということに伴って、受益者負担はないということですね、藤本町長はもっていかれたと思います。本当はですね、農産物の冠水することにおいては、排特事業であるというのが前提でありまして、これは受益者負担を有するから、どうしてもですね、防災の方面でもっていったということだと思います。このことにおいてですね、この事業が非常にですね、当初予定よりですね、遅延している。その辺のところはですね、ちょっと県とのですね、協議がどのような協議でこのようにですね、ちょっと遅延をしているのかということでお伺いしたいと思います。

第3番目にですね、住宅マスタープランの計画はあるのかということです。今現在ですね、前に西尾議員がちょっとこのことに関連することに対してですね、質問されましたから、この住宅マスタープランについてはですね、簡潔にお願いしたいと思います。このアにですね、氷川署の跡活用に対して、住宅建設を質問しました。その後のですね、進捗状況はどうなっているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（上田健一君） 米村洋君の質問事項が3項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、八間川下流の調整池、遊水池の浚渫事業についてのアの答弁を求めます。

○9番（米村 洋君） この網道地区にある八間川は、河川としてのね、治水、重要な河川であるとともにね、湛水防除している排水路も流入し、防災安全上、地域にとって重要な河川であるが、この調整池に土砂が大量に堆積し、機能していないのではないかということであります。確かですね、30年前に浚渫されたと聞いていますが、県が管理する河川であり、浚渫の事業計画は、県との打ち合わせはどうなっていますか。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、ご質問についてお答えします。

調整池は、通称「ひろぎ」と呼ばれる2級河川八間川の下流区域であります、九州新幹線の高架の上下流部で土砂の堆積が見られます。このことから、熊本県県

南広域本部へ、平成21年度から継続して河川堆積土砂の除去について要望を実施しています。平成24年度に河川堆積土砂の調査が実施され、その結果、新幹線高架の上下流部分に数千立方メートル程度の堆積があると推定されています。河川堆積土砂の除去について、浚渫方法及び土捨て場などの検討が必要であると、県からは聞いております。今後も、事業実施に向けて、土捨て場等の問題を含めて、県との協議を進めていきたいと考えております。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 県から新幹線高架橋付近のね、堆積土砂は八間川の下流側、樋門の底高から50センチ以上高いと聞いているが、調整池の浚渫の範囲、長さはどのくらいあるのか。また、事業費はどのくらい必要と見込まれているか、ご答弁願います。

○議長（上田健一君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 八間川ひろぎは、延長が約1,100メートル、これは県道八代不知火線から網道の網道橋までの区間であります。面積が約20ヘクタール程度であります。水深は、下流川樋門の底板高さから深い箇所では2.6メートルほどあります。浚渫の範囲として想定されるのは上流川の区間であり、浚渫掘削は通常の土砂掘削とは異なるため、事業費についても数千万円程度必要と試算されているところであります。

浚渫につきましては、30数年前に実施されたあとは、土砂の堆積が進んでおり、地域からも浚渫についての要望が高まっております。町としても、地域住民の安全・安心な生活環境及び防災対策のためにはこの事業は重要であるため、事業実施に向けた推進のため、熊本県との協議及び地元協議、調整を実施して、事業実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） あのね、ちょっとね、このひろぎの延長というのはね、県道からだったら2.5キロぐらいあるというふうに聞いているんだけど、ちょっと課長とのね、延長1,100メートルと言っているんだけど、僕が聞いてるのは2.5キロということで聞いてるんだけどね、その辺のところはちょっと格差があるなということ。そしてね、面積が25ヘクタール、県が言っていることは、25ヘクタールと言っているんだね。だから、町長ね、これ、この浚渫はですよ、もう防災からいってですね、例えば野津地区、この八間川というのはみかん山あたりから流れてくるんですかね。これは野津地区的なもの、このね、ここの浚渫することにおいてですよ、非常に冠水しない状態、そしてそういう治水的な面も含んでですね、どうしてもですね、これは町長の農業立町としてですね、今この排水機場も町長がや

る。そして、この浚渫もですね、町長がやるということですね、結局、今現在、県もですね、真剣に、結局やってもいいというようなですね、協議、そういう否定的じゃないと思うんですよね。だから、今後においてですね、町長ね、このね、非常に問題なのは、この堆積したこの土砂、これをどこに持っていくのか、これがですね、一番の課題だと思いますね。ただ、一応ですね、一応そのテストケースとして、結局その分別もしなきゃいけない。一回、仮置き場をですね、例えばダンプ1台か2台か、浚渫をしてですね、例えば環境に影響あるのか、ないのか。例えば、悪臭はないのか、その辺のことを含めてですね、今後ですね、真剣にですね、県とですね、この浚渫に向けてやっていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか、その辺のところ。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 八間川下流、ひろぎの浚渫につきましては、先ほど課長が申し上げましたとおり、平成21年からですね、県のほうに強く要望をいたしております。これは、私が就任しまして、すぐその要望を上げたところでありまして、その必要性は、今、議員がおっしゃいましたとおりでございます。排水機場の整備も大切でございますが、自然排水にですね、勝つことはありません。やはり自然の排水が一番ですね、効果的なんですね。その受け皿があひろぎの遊水池なんです。そこの部分の受け皿がですね、多くあればあるほどですね、その安全性が増すという話でございます、そういった意味で浚渫を今これまでお願いしてきたところでございますが、いろんなですね、その土捨て場、その他、いわゆる搬出はなかなかできないというような県の考えもあるようでございます。そういったこともですね、県と一緒にしまして、しっかり考えていかなきゃならないと思っておりますし、以前、上田議長も一般質問にもございました、あそこを浚渫してですね、いざというときの一時避難場所をつくってはどうかというような一般質問も受けておるところでございますし、そういったこともですね、選択肢の一つかなというふうに思っております。いずれにしましても、河川の管理は県の責任であります、その浚渫をお願いしておりますのは私どもでございます、その浚渫ができるような環境を整えるのは、やっぱり私どもの努力が必要かなというふうに思っておりますので、そういったこともですね、含めて、今後、県のほうにも協議を進めて、早く実現できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 今ね、町長が言われたとおりね、県としては、例えば町に、例えば置き場をね、用意してくれと言わない。その環境づくりをしてくれと言っているわけですね。だから、県としては、積極的にですね、協力したいと。県の事業で

すから、やらなきゃならないということもですね、これ必要性ということで思っているわけですね。だから、何て言うんですかね、今後のですね、交渉はですね、副町長をですね、ちょっとトップにですね、課長をヘッドにしてですね、ちょっとやっていていただきたいなと思うんですが、どうですか、副町長、その辺のところ。

○議長（上田健一君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） このひろぎの浚渫につきましては、先般、2月にもですね、米村議員さんも同席されていたんですけど、県と協議の中で、今回、県が具体的な方法、台船という船を浮かべて、そこから浚渫する方法も検討されますと、費用等については、恐らく億単位になるんじゃないかというふうに思っております。ただ、町としても、先ほど町長がおっしゃられたとおり、もう方針ははっきり出ておりますので、実現に向けてですね、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） あのね、町長ね、何で副町長ということをね、指名をしたかというんですね、この担当課長がですね、町長と一緒に名前の藤本さんですよ。だから、この前ですね、一応、土木部長と一緒にその課長も同席してですね、ある案件についてですね、ご相談したんですが、そのときですね、何日か前に電話したときに、「副町長と協議していってもらいたいね」って言ったら、「ぜひそういうふうにお願ひしますよ」ということを言われたんですよ。だから、そのことをですね、今ですね、副町長をですね、どうでしょうかということで問題提起したわけですが、ぜひですね、この浚渫事業がですね、実現できるようにですね、努力していただきたいと思ひますね。

○議長（上田健一君） 1項目目、よろしいですか。

○9番（米村 洋君） いいですよ。

○議長（上田健一君） 次に、質問事項2、県営竜北地区湛水防除事業の進捗状況についてのアの答弁を求めます。

○9番（米村 洋君） ちょっと待って。いいですか。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） あのね、尾村課長ね、このね、ことはね、大変な事業だから、ね、だからね、歴代の、今先ほど僕が登壇したときに言ったとおりに、ね、歴代のね、ね、町長たちができなかったことを藤本町長がやろうとしている。ね。それはね、並大抵の努力じゃなかった。これまでもってきたことにおいて。このね、事業を着手するまでだね、事業計画ができるまでだね、実地するまでね、これは大変なね、作業だったと思うんだね。ね、だからね、これがね、できるとだよ、例えばも

う県道からね、鹿島も含めてだよ、ね、ものすごいこの下流は、冠水しない、ね、道路を含めて冠水しない。住家も浸水しないようなね、排水機場の設置ができるわけだね。この県に対してね、ものすごくね、町は、県の事業と思ってね、あまりその連携をとらない。ね。だからね、もうちょっとね、尾村課長がね、先頭を切っただよ、ね、積極的にだね、連携とってだね、ポンとこういう工期工程がね、もう数年も遅れるような状態ってなっている。だから、その県としてはね、例えば、今現在ね、1号導水路のことにおいてだね、非常に時間がかかったとは、ね、機場の設置する場所が計画案から変更になったから、それもね、結局見直しなきゃならないということだね、非常にそういうことも言っている。そういうね、事情はいろんなことはありながらね、完成はさせなきゃならん。しかし、県が言っているのはね、もうちょっと町から積極的にね、アプローチしていただきたいということを言っている。ということはね、このね、県南でね、今やっているね、この排水事業とね、いう湛水防除事業はね、27カ所ある。氷川町が一番遅れている。なぜかという、町からの発信がなさすぎるということを言っている。

それとね、尾村課長ね、これがね、今までね、28年までだよ、交付金、ね、補助金と合体してきただけだ。ね。そしてね、交付金は県に山盛りボーナスときますよと。それをね、ぶんどり合戦でやってきた。ところがね、28年度、29年度から正規にね、補助金として紐付きになった、これが。しかし、今はだよ、今はだよ、繰り越し、繰り越しでだね、ね、予算的なものというのはね、非常に難しいこともね、予算請求が難しいような状況になっていくような形勢だよということ。その辺のことをよく頭の中、置いとってね。

それとね、今ね、この防災面、先ほど言ったようにね、排特でやらない、ね。排特でやると、受益者負担になる。だからね、ね、町長が考えとる、この防災面、防災の面でいこうということで、公共性だから受益者負担しないよということを町長がとった手段なんだね、これは。ね。ところがね、国はだよ、この防災についてはよ、国土ね、強靱化、ね、防災ね、結局減災、とてつもない予算を組んでいる。今現在、本当にやりやすい環境をつくっているわけだね。だから、その辺のところを、今後においてだよ、真剣に、ね、今からね、2号導水路に入る、そしてね、今からね、あそこ買収の交渉に入るだろう。買収の交渉に入る。そしてね、どうやって買収をやるのか、それもしっかり県と打ち合わせをして、ね、スムーズにね、買収ができて、あそこに排水機場を設置するような環境づくりをね、急ぐことが必要だったと思うんだよ、僕は。君のその意見を聞かせてくれるかな。

○議長（上田健一君） 農地整備課長、尾村幸俊君。

○農地整備課長（尾村幸俊君） 2項目目のアにつきましてお答えいたします。

この事業は、県営事業として平成27年度に。

○9番(米村 洋君) あのね、自分で書いたような答弁をするな。今、簡単なことを言っとるんだから、簡単に答弁して。

○農地整備課長(尾村幸俊君) はい。進捗につきましてはですね、議員ご承知のとおり、遅延しているわけでございます。今、その理由ということでございまして、議員が言われましたとおりですね、排水機場の建設予定地のほうが地元の合意に時間が要したということ。それとあと、水路の状況がですね、矢板の状況が予想以上によくなかったということで、それとあと、天候ですね、梅雨時期には事業ができないということ、そういった理由もありまして、遅延が発生した状況でございます。今、指摘。

○9番(米村 洋君) いいよ、いいよ。

○議長(上田健一君) 米村洋君。

○9番(米村 洋君) 町長ですね、このね、工期工程を見るとですね、今年から、結局土地の買収の交渉をします。そしてですね、5年かかると言っているわけですよ、竣工するまで5年間。だからですね、排水機場と並行して調整池を造っていくということも言っているわけですね。そして、その導水路、1号導水路、1号導水路はほとんどできあがっているんだけど、2号導水路もね、並行してやっていくというね、手法に変えたということを行っているわけですね。しかし、これをですね、やるにしてもね、やっぱり5年間ぐらいはかけなきゃならんだろうと、余裕をもたなきゃならんだろうということをですね、県のほうは見解として言っているわけですよ。だから、どちらにしたってね、それは、私も、例えば地域の総会にでもですね、例えば5年間ぐらいは猶予をもらいたいということで、非常にですね、導水路の問題にしてもですね、例えば買収の問題にしてもね、設計変更とかね、計画が変更したりですね、いろんな面が弊害が出てきてね、非常に遅れているんだけど、確かにね、もう事業予算はバサッとついとるんだから、だから、間違いなくね、5年先には、ね、竣工できるような状態になるということは説明しているわけですよ。だから、これもですね、県とですね、県の課長といったときですね、37年度ということをおっしゃったんですが、県に言ったときにね、37年って何事だと言ったときに、また32年にね、訂正した経過あるんですが、所詮は37年度ぐらいまでかかるということはもう仕方ないと思いますね、これは。だから、その辺のところ、ただですね、町長、やっぱり町から、ね、事業主体は県ですけど、やっぱり主体となるのは氷川町ですから、氷川町のですね、担当課がですね、やっぱり連携をとってですね、発信してですね、やってくれなきゃということは、これは県が言っとるんですよ。だから、その辺のことをね、尾村課長ね、ね、再度認識して、このね、

これはね、農業政策に、ね、とてつもない付加価値をつける農業政策ということをしてね、君は肝に銘じてだね、この事業に専念していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（上田健一君） 農地整備課長、尾村幸俊君。

○農地整備課長（尾村幸俊君） 状況といいますか、結果がこのような状況になってしまいました。この理由もですね、議員指摘のことをですね、真摯に受け止めて、県と情報共有密にしながらですね、事業の推進に努めていきたいと思っております。

○9番（米村 洋君） はい、答弁。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 最後にね、この件についてもですね、副町長、あなたが先頭を切ってですね、県との交渉役もしてくださいよ、ね。県の課長にもそういうふうなことを言っていますから、いいですか。お手伝いしてくださいよ。

○議長（上田健一君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 排水機場の整備等につきましては、2年前、少し排水機場そのものの用地等の選定につきまして、私も協議に参加したことはございます。非常にこの事業は大変重要な事業でございまして、担当課長がですね、どうしてもやっぱり進めない部分がありました。一緒になってですね、背中を押すような形で湛水防除事業についてはかかわっていきたいというふうに考えております。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 町長ね、このね、ひろぎのね、排水事業とね、このね、排水機場がね、完成することにおいてね、真のね、農業立町としてのね、体制をね、胸張って言えるわけですよ。これはね、町長もね、思いっきりね、行政評価、ね、功労者としてのですね、農業施策に対しての功労者としてね、歴史に残すことは間違いないんですよ、町長。だから、その辺のところをですね、ちょっとですね、町長、褒めるのか、褒めないのか、別にしてね、ちょっとエールを送りたいと思っておりますね。これで、2問目の。

○議長（上田健一君） 2項目目、よろしいですね。

○9番（米村 洋君） はい、いいです。

○議長（上田健一君） じゃあ、3項目目に入ります。

次に、質問事項3、住宅マスタープランの計画はあるのかのアの答弁を求めます。
総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） それでは、質問事項の3項目目のアの部分で、旧氷川警察署跡地の利活用につきましての答弁をさせていただきます。

本件につきましては、平成30年2月に定住人口増加のための住宅政策を展開す

るということで、氷川警察署跡地を有効利用させてもらいたいという旨の要望書を作成し、県と協議をさせていただいております。そのあと、昨年9月に県の文化課のほうから、現在使用しております文化財の保管場所として、平成32年3月、来年の3月末をもって終了するという連絡をいただいたところでございます。県が利用することがなくなるということになりますと、売却が検討されるというふうに考えておりますが、その際には、いきなり民間に売却するのではなくて、地元自治体の意向を確認するという手順になるということは事前の協議で確認をいたしているところでございます。

米村議員のほうからは、警察官の住宅を含めたご提案をいただいております。住宅政策のために活用したいという考えは一貫しているところでございます。具体的方法といたしましては、既存の公営住宅長寿命化計画を踏まえまして、人口増加対策のための町内住宅事情を考えまして、宅地分譲あるいは民間資本を活用いたしました公営賃貸住宅の建設なども総合的に検討いたしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 町長ね、今、総務課長がですね、答弁したとおり、町長もですね、答弁のことにおいてですね、町長も所信は一緒だという解釈をしてもいいでしょうか。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 氷川警察署跡地の活用につきましては、以前、議員からもですね、一般質問を受けまして、そういった方向性を示したところでありますし、その後、県のほうにもですね、要望書等を提出をいたしまして、積極的に活用させていただきたいというですね、裏付けはとったところでありますし、今、課長が答弁申し上げましたとおり、来年3月までは保管庫として使うと。それ以降はという話もう既に聞いておりますので、この1年間でですね、その後の活用の仕方をしっかりと考えまして、住宅政策には変わりありません。あとは、その手法をですね、どうするか。いつも言うておりますが、先ほどですね、一般質問でもございましたけども、これからもまた町が町営住宅として投資をして、住んでいただくような環境をつくるのか、民間にお任せをしてですね、民間の活力を使って、住んでいただくような環境をつくるのか、そのあたりはですね、手法をやっぱりしっかりと整理をせなんいかんというふうに思っております、いずれにいたしましても、住宅政策の一環としてあの土地を活用していくことにはですね、変わりございませんので、しっかり考えていきたいというふうに思っております。

○議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 今ね、町長ね、町が単独でね、住宅建設するというのもね、非常に難しい面もあるかと思いますが、この民間的なね、例えば、今どこですかね、久留米ですか、どこか、久留米じゃなくて、長洲だったですかね、長洲町はですね、このPFIという方式でですね、やっている。この辺のところをですね、参考にしてですね、今後のですね、事業展開的なことをね、検討していただければなと思っておりますね。

もうね、米村もね、迫力ないですよ、町長。もうだめですよ。

次のこの住宅マスタープランについてはだね、答弁しなくてもいいよ。もう西尾議員がやったから。もうちょっと疲れましたよ、本当に。

これで、一般質問を終わりたいと思います。三浦議員さん、やってください。

○8番（三浦賢治君） はい、じゃあ、暫時休憩を2、3分、お願いします。

○議長（上田健一君） 以上で、米村洋君の一般質問を終わります。

5分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午前11時55分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、三浦賢治君の発言を許します。

○8番（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。8番議員の三浦でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回からは60分の質問時間ということで、私も少しは勉強してきましたけども、米村先生が20分ぐらいで終わりましたので、私もそのぐらいで終わりたいと思います。

さて、高齢化社会を迎え、日本人の平均寿命は、男性が81歳、女性が87歳で、65歳以上の高齢者が4人に1人となり、2040年には3人に1人の割合になると見られています。健康寿命を維持するためには、運動機能の低下を改善するとか、重要ではないかと言われております。高齢者の皆さんが幸せな老後を過ごすため、足腰の強化と脳を刺激しながら体全体を健康に保つため、元気に歩くことやグランドゴルフ等の運動に一生懸命に頑張っておられます。介護がいない高齢者は8割を占めているそうです。誰にしも他人に迷惑をかけず、健康で自立した生活を望んでいますが、老いには勝てず、体調を崩され、介護保険のサービスが必要とされますので、介護保険の要介護認定と施設サービスについて質問いたします。

アについてですが、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように生活支援

と介護予防サービスが提供されていますが、介護が必要となった場合、介護保険のサービスを受けるには要介護認定の申請が必要となりますが、認定された患者さんの親族から介護度について不満の声を耳にすることがありますので、要介護認定の申請の流れについてお聞きいたします。

イについてですが、寝たきりや認知症等で介護が必要となり、認定されると要介護度のサービスが利用できますが、氷川町にも介護施設の事業所が増えていますが、各施設のサービスの内容と利用状況をお願いいたします。また、氷川町も雇用問題が深刻化する中、介護施設の事業所が増えていきますので、従業員の雇用状態について、あわせてお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（上田健一君） 三浦賢治君の質問事項1、介護保険の要介護認定と施設サービスについてのアからイの答弁を求めます。

健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 三浦議員の質問のまずアについてお答えいたします。

介護認定の流れにつきまして、新規、更新、区分変更の申請がありましたら、まず訪問調査員による調査と主治医に意見書の提出を求めることになります。訪問調査員は、氷川町は3名の予算措置をしておりますが、昨年1名退職となり、現在調査員2名と職員が補助する体制となっております。調査員となったものは、県が実施している全国共通の研修を受けたあとに調査員業務を行うようになります。

訪問調査におきましては、研修を受けた調査員が74項目の基本調査項目のほか、申請に至った経緯、サービスの利用状況、家族構成、居住環境、日常的に使用する福祉用具の有無、今後の生活に関する検討などについて聞き取りを行います。本人や立ち会いを希望される家族、入所されている施設の都合などを考慮して日程調整を行うため、必ずしも前回と同じ調査員が訪問するとは限りません。当日の本人や家族からの聞き取りのみでは情報が不足する場合は、利用している事業所の担当者やケアマネージャー等に問い合わせることで必要な情報を聞き取るようにしております。

訪問調査票及び主治医意見書がそろいましたら、認定審査に進みます。介護認定審査は、一次判定と二次判定に分かれます。

一次判定では、訪問調査による74項目の基本調査結果及び主治医意見書の記載内容をもとに、厚生労働省の作成したソフトウェアにより、要介護度、要介護認定等基準時間、状態維持、改善の可能性等を数値化し、評価します。この際、コンピューターへの入力、調査票そのものをスキャナにより読み込むことで入力誤りを防止しています。コンピューターによって対象者が現在どの程度の介護を要する状態なのかを全国共通の基準のもとに評価することから、一次判定はコンピューター

判定とも呼ばれます。

二次判定は、医療、保健、福祉の専門家を委員とする介護認定審査会により行われます。対象者が特定できないように個人情報隠した上で、一次判定結果、訪問調査特記事項、主治医意見書の3つの資料を審査いただき、介護の必要性について判断します。ここでは、一次判定では評価できなかった生活環境や疾患等による対象者固有の介護の手間や、全国共通の基準では判断できない特殊な問題行動等についての評価を行います。専門家による判断のもと、必要に応じて要介護度を、より重度あるいは軽度に変更する場合があります。

介護認定の有効期間は、新規申請と区分変更申請は原則6カ月、更新申請は原則12カ月となります。審査会の判断により、延長または短縮される場合もあります。また、認定結果につきましては、原則として申請があつてから30日以内に報告することになります。この認定結果に対して不服や疑問がある場合は、介護保険係へお問い合わせいただくか、介護保険審査会に申し立てることができます。

要介護度は、要支援1・2、要介護1から要介護5まであり、介護がより必要な方が要介護5となります。要介護1から要介護5までと認定された方は、居宅サービスか、施設サービスのどちらかの介護サービスが利用でき、要支援1、要支援2と認定された方は、在宅サービスが利用できます。

要介護度により1カ月間の利用限度額が設定されています。要支援1は5万300円、要支援2は10万4,730円、要介護1は16万6,920円となり、要介護5は36万650円となります。

介護サービスを利用される場合は、ケアマネージャーは本人や家族の費用、日時、内容等の希望を受け、サービス提供事業所と検討を重ね、1日当たりの単価、利用限度額により、利用者に適したサービスの回数のケアプランを作成します。例えば、利用限度額から1日当たりの単価によりデイサービスの利用回数では、要支援1で週1回、要支援2で週2回、要介護1で週3回程度の利用が目安となります。

以上で、アの答弁を終わります。

次に、質問イについてお答えします。

町内では、グループホームや小規模多機能施設、特別養護老人ホーム、デイサービスなどの事業所があり、竜北地区11事業所、宮原地区10事業所の合計21事業所があります。居宅介護支援や訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護などのサービスを提供されています。各事業所の勤務状況調査を行っておりませんので、雇用人数はわかりませんが、各施設を訪問すれば、住民の方の勤務されている様子をお見かけいたしているところでございます。

これで、答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） 今の質問に丁寧に答弁をいただきまして、ありがたく思っておりますのでございます。

介護認定についてはですね、私が何でこの介護認定を一般質問したかというところ、入所者、家族の方からですね、介護認定の認定の仕方が何かおかしいというお話を何遍も聞きまして、そしたら1回、一般質問でしてみましようかねということで、したわけですけども、なかなかこの介護保険制度というのはですね、いろんなやつがあつて、ものすごくわかりにくいところがいっぱいございますが、この介護認定というのが一番ですね、重要なやつでありまして、今、町が介護調査員を現在、調査員2名、そして補助の職員さんが1名という、今ご説明がございましたけども、これに対してですね、研修会とか、いろいろ年何回ぐらい教育を受けておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 訪問調査員が調査に出向く場合は、必ず県が主催します初任者研修を受けなければ調査することができないというふうになっておりますので、この初任者研修が2カ月に1回開催されておりますので、その研修を受けることとなります。その後、毎年、現任研修があつておりますので、最低でも年に1回、この現任研修に参加しまして、どの調査員が調査しても同じ判断ができるように努めているところでございます。

○議長（上田健一君） 三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） 訪問調査員ですね、研修というのは、2カ月に1回とか、いろいろ受けられておられるようでございますが、ただですね、調査員の方ですね、不審に思うのはですね、施設に入所されている方の訪問をされるときに、入ってこられて、その調査訪問員さんと、要するに入所者の患者さんは年1回しか面談をされないわけですね。そして、来て、名前とか、耳が聞こえるとか、手が上がるとかというやつを聞かれます。そして、1年に1回しか面談しないのに、「ああ、ばあちゃん、ようになったね」っていう自体が、私はおかしいんじゃないかなというふうに思っているところでございますが、その調査員もですね、本当75目の調査をしなければいけないということになっておりますが、この70項目を調査されて、コンピューターにスキャンにかけて、記入漏れがないように、間違いがないようにスキャンにかけて、コンピューターで判断されるわけでございますが、調査員さんたちですね、入所者の患者さんとの面談というのは、そこ15分か20分ですよ。そういうことをされて、本当にこの70項目のうちのコンピューターに入れられるわけですが、非常に私は何か矛盾しとるような気もいたします。そして、その利

利用者さんのご家族さんとどうもおかしいということで施設にも行ってまいりましたが、でも、その施設のですね、人が言われるのは、私たちは1年間365日一緒におりますと。そして、こういうことですよ、こういうことですよということを説明しても、聞き入れてもらえないということも聞きました。そして、施設が通常デイサービスのケアマネージャーさんにも出向いて聞きましたら、直接は全然見えなくて、電話だけのそのお尋ねと。それはおかしいじゃないかなというふうに思いまして、そして、先生のところにもですね、ちょっと行ってきました。利用者さんの家族さんと。そして、先生たちの所見というのは、先生たちが言われるのは、もう私たちの所見はほとんどあまり反映はしないって。何でかと言うと、先生たちは、その体の身体的なことしかわからないと。ただ、筋肉の衰えはわかりますけども、その中の施設の中において、どういう状態かというのはわかりませんということで、私たちの所見というのはほとんど反映はいたしませんと。ただ、一番反映するのは、第一調査員さんと。もうほとんどこれがもう第一次判定はコンピューターでして、二次判定で先生たちの入ってするわけですけども、要するにもうコンピューターでもうこの人は介護いくつですよ、いくつですよって出てくるものですから、なかなか言えるところはないということですね、それから、「じゃあ、先生、もう1回、その診察をしていただいて、認定をまた再認定をしたいと思いますが」と言ったらですね、「まだ1カ月も経ちませんので、今それをすると、ちょっとおかしいということですね、ちょっとそれは待ってください」というようなお話でございました。そして、1カ月以降ですかね、再調査またしていただいたら、今度は、介護が3になったて。何か矛盾しとるところがあつとですよ。

それで、今、私は思うのはですね、全体的にですね、この調査員さんたちがこの氷川町の高齢者の方の介護を受ける方2名で果たしてできるのかなと。もう少し増やしていただいてですよ、やっぱりしっかりした時間をかけた認定のやり方をやっぱりやっていただきたいなというふうに思いますが、課長、どうですか、そこのは。

○議長（上田健一君） 健康福祉課長、山本昭義君。

○健康福祉課長（山本昭義君） 調査員によりますこれまでの調査方法などを精査しまして、調査員との連携を深めて、審査書類の作成等を含めまして、公平で適正に努めていきたいというふうに考えております。

また、調査員不足ということでありましたけれども、氷川町内の申請件数等を確認しまして、あとほかの自治体、ほかの町村の取り組み状況を参考にさせていただきまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田健一君） 三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） いや、調査員についてはですね、ぜひですね、もう少し増やしていただいて、やっぱりその入所されている人、家族の人がですね、安心するようですね、調査をやっていただきたいなというふうに思います。

そこでですね、町からですね、こういう介護保険ガイドとか、マップとかをいただきましたけどもですね、これを見てもですね、なかなかピンとはきません。はっきり言ってですね。それで、要するにですね、認定を受けて、介護1の方が支援1とか2になった場合ですね、その施設に行っている人はですね、支援1とか2になったなら、退去しなくてはいけないんですよ。有料老人ホームでも、「退去してください」と言われるんですよ。そすとしゃがですね、もう何と言うかですね、やっぱりそこにずっとおった人がもう出てくださいてなればですね、もうそこに行った人も何かその患者さん、入所されている人もですね、何かパニックになったみたいになってしまってますね、わからないところがあるわけですよ。それで、要介護1になればですね、ケアも、課長、一番知つとると思いますけども、週3回受けられるわけですね。朝9時ぐらいから施設を出発して、夕方の4時すぎぐらいまで、して連れて帰ってこられるわけですね。それには、要するに行って、体操をされて、マッサージをされて、ご飯を食べて、入浴をして、それから、それが済んだら、何か折り紙みたいなものをして、帰ってこられる。そすとですね、支援1とか2になればですね、もう週1回なんです。週1回でですね、行って、もうその週1回もですね、1時間程度ぐらいしかサービスができないわけですね。そすと、もう昼ご飯も食べてこられない。ただ、もう行って来るだけです。お風呂にも入れられないということですね、非常に介護自体もね、矛盾しとるところがあるように思うんですけども、やっぱりそれはもう国が決めたことでもありますのでですね、あれですけども、やっぱりそういう非常に不安なところがありますので、その介護認定というのはですね、しっかりとやっていただかないと、サービスにもつながらないというふうに思いますので、そここのところはですね、ぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

それとですね、イについてはですね、全部で氷川町には宮原地区、竜北地区を入れてですね、21の事業所があるということで、町内の方もですね、そこに従事しておられるということですので、せつかくこれだけのですね、やっぱり事業所がありますので、ぜひですね、こういう事業所でですね、雇用していただければ、氷川町も助かるんじゃないかなというふうには思いますので、よろしく願いをしておきたいというふうには思います。

最後にですね、町長にですね、私が先ほど言いましたように、もう少し調査員を

増やしていただけないかなって思っておりますが、その点については、どうでしょうか。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 介護サービスの提供につきましては、公平・公正なですね、いわゆるサービスを提供していただかなくちゃなりません。そのためには、公平・公正な審査が行われねばならないということでありまして、これは原理原則でございます。これまでもですね、適正な審査を行ってきているものというふうに思っておりますが、やはり利用者の方々からですね、そういった声があるということは真摯に受け止めていかねばならないというふうに思っておりますし、さらにその精度を上げていかなければならないというふうに思っております。その上で、今、本来ならば3名いる調査員が今現在2名で対応しておるということですので、そのあたりもですね、少し危惧されるところあります。現場のですね、意見をしっかりと聞きまして、じゃあ、3名でいいのかですね、4名必要なのか、そういったところはですね、ぜひ精査をさせていただきまして、必要な人員を配置していきたいというふうに思っております。

○議長（上田健一君） 三浦賢治君。

○8番（三浦賢治君） 答弁、ありがとうございました。

介護についてはですね、山本課長、しっかりとですね、向き合っていただきたいなというふうに思います。たまにはですね、調査員と一緒に出向いてですね、1年に1回ぐらいは出向いて行ってですね、本当の実態のその調査あたりもですね、課長もやっぱり把握する必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いをしておきます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田健一君） 以上で、三浦賢治君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。お疲れでした。

-----○-----

散会 午後0時22分